

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 00 分 開会
3. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 46 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
会計管理者(会計課長)	加 来 隆 浩	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	教 育 課 長	松 岡 幸 治
監査委員事務局長	加 藤 勇 二 郎	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
健康増進課長	山 内 る み	まちづくり課長	石 松 昭 信
上下水道課長	竹 原 昭 典	人権啓発課長	井 野 秀 一
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	農業委員会事務局長	徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 令和 6 年第 3 回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について

日程第 4 諸般の報告について（議長）

日程第 5 諸般の報告について（市長）

日程第 6 提案理由の説明

午後 2 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） お疲れさまです。

開会前に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議会開会前の貴重な時間をお借りいたしまして、大変ありがとうございます。配付させていただいております資料に一部誤りがございました。別冊 12「令和 5 年度主要な施策の成果」の訂正をお願い申し上げます。別冊 12 になります。

訂正箇所につきましては、本日お手元に配付をさせていただいております 1 枚紙の資料となります。別冊 12「令和 5 年度主要な施策の成果」の 58 ページになりますけれども、⑥の決算額の財源内訳に 2 か所誤りがございました。訂正部分につきましては、朱書きで訂正の上、差し替え分として机上に配付をさせていただいているところでございます。

担当課も含めまして内容のチェックを行ってきたところではありますが、結果的に確認不足によりまして、このような訂正が生じてしまいまして、誠に申し訳ございません。今後も引き続きになりますけれども、議会資料、決算認定資料としての重みを職員それぞれが再認識した上で、さらなるチェック体制の強化に努めてまいります。このたびは大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

○議長（菅 敏徳君） それでは、令和 6 年第 5 回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日 9 月定例会が招集されましたところ、議員の皆様方をはじめ、執行部の皆様方には御壮健にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。今期定例会に上程されました諸議案につきましては、決算認定案の審議も含まれております。今回の決算における審議内容を確実に活かし、より効率的な市政運営へとつながるようしっかりと努めていただき、市民の皆様方の生活や事業者の安定に寄与されますとともに、円滑な議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和 6 年第 5 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がっております。これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

非常に心配されました大型で猛烈な台風第 10 号は、8 月 29 日から本市でも暴風域に入り、30 日未明、阿蘇地方に最接近、現在は熊本県を抜けているものの、いまだ強風域にあります。市では 28 日から避難所を開設、波野地区で一時避難指示の発表もあり、最大 14 か所を開設、多いときで 45 世帯の 91 人が避難しました。今朝から天候は小康状態が続いていますが、引き続き警戒が必要な状況です。現在、倒木や降雨量により通行止めとなっていた国道や県道は順次解消に向かっていきます。また、市内での人的被害は確認されておらず、住家や農業用施設、道路等の土砂崩れ、公共施設等も現段階では大きな被害は確認されておらず、安堵しているところであります。今回の台風第 10 号に関する対応については、別紙を御覧ください。

今後もまだまだ台風が多発する時期が続きますので、気象に関する情報を注視しながら防災・減災対策と適宜適切な情報発信を行うとともに、早め早めの対応に努めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） それでは、議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、2 番議員、中川文久君、3 番議員、菊池勝秀君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） 皆さん、こんにちは。

8月23日午前10時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が、報告3件、条例の一部改正6件、補正予算8件、決算認定12件、健全化判断比率等に関する報告1件、その他1件の合計31件であります。会期につきましては、本日8月30日から9月20日までの22日間といたしました。日程表は、事前に配付したとおりです。

次に、本定例会における議案等の審議方法です。報告4件を除く27件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、本会議での議案質疑の際、自己の所属する委員会に付託された案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限は、9月4日水曜日午後5時までとしておりますが、必ず時間に余裕を持った提出をお願いいたします。

質問の要旨については、時間を有効に活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載してください。内容が陳情や単なる事務的なもの、直接各課に尋ねればすぐに回答が得られるようなものとならず、当日は通告以外の質問を行わないこと。執行部におかれましては、質問に対し、確実かつ的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、一般質問の時間は、答弁も含め45分間としております。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 令和6年第3回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3「令和6年第3回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について」、先の定例会において適任としました人権擁護委員に本日お越しいただいております。ここで御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、御入場願います。

〔人権擁護委員 入場〕

○議長（菅 敏徳君） 本日は、1名の委員にお見えいただいております。

なお、岩永昭次様、堀川淳様、大和とよ子様におかれましては、所用のため、御出席いただくことができませんでした。

それでは、人権擁護委員に御就任されました檜木野公亮様、御挨拶をお願いいたします。

○人権擁護委員（檜木野公亮君） 今度2期目となりますが、しっかり務めさせていただきます

たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 人権擁護委員、檜木野公亮様におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。どうもお疲れさまでございました。

〔人権擁護委員 退席〕

日程第４ 諸般の報告について（議長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第４「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和６年５月分から７月分までの「例月出納検査報告書」、また病院事業及び水道事業の「令和６年度定期監査報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

６月７日、熊本県市町村振興協会令和６年度定時評議員会が熊本市で開催され、令和５年度会計決算報告及び令和５年度事業報告などの審議が行われ、すべて承認されました。

７月２４日から２６日にかけて、阿蘇市町村議長会研修が岩手県平泉町、宮城県気仙沼市、石巻市において世界文化遺産及び震災からの復興などについての視察研修が行われました。

７月２９日、令和６年度熊本県北議会連絡協議会が荒尾市で開催され、本年度県知事への要望内容を、熊本県北地域の地域振興の促進について「①地域交通の利便性の向上、②災害に強いまちづくりの推進、③農畜水産業政策」とすることに決定いたしました。

７月３１日、阿蘇市町村議長会正副議長・常任委員長・議会運営委員長等研修会が市内で開催され、熊本県町村議会議長会事務局長による「議会運営に関する事例問題解説」及び「議員のなり手不足対策検討会報告書の概要について」の研修が行われました。

８月２１日、熊本県市議会議長会による熊本県知事への要望活動が行われ、熊本県北市議会連絡協議会は「熊本県北地域の地域振興の促進について」、熊本県城南七市市議会議長会は「熊本県南地域における災害に備えた交通ネットワーク等の整備について」、２つの要望書を知事に提出しました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第５ 諸般の報告について（市長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第５、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 冒頭ではありますが、本日、２件の不適切な事務執行で職員の懲戒処分を行いました。御報告します。このたびの不祥事により、市民の皆様方の市政に対する信用、信頼を損ない、大変申し訳ございません。本日の本会議終了後に開かれます全員協議会で、本件の詳細を御説明させていただきます。

さて、今年の梅雨入りは６月１７日と平年より１３日遅く、梅雨明けは７月２２日と平年よ

り3日遅くなりました。期間中は、大雨や線状降水帯発生に警戒、情報収集に努め、予防的避難を4回実施。大きな被害はありませんでした。梅雨明け後、西日本地域は太平洋高気圧に覆われ、降水量は平年に比べ大きく下回り、連日健康を脅かすような猛暑日が続きました。

阿蘇中岳第一火口は、7月19日、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）から噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引き下げられ、これを受け、阿蘇火山防災会議協議会は、現地の状況確認、施設点検を実施、同日13時から65日ぶりに火口見学を再開。夏休みシーズンと重なり、国内外から多くの観光客が訪れています。引き続き関係機関連携の下、火山活動を注視し、登山者や観光客、地域の方々の安全を第一に取り組んでまいります。

それでは、令和6年第5回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【企画財政課】

持続可能かつ利便性の高い地域公共交通の在り方を検討し、10月から路線バス及び乗合タクシーの運行を見直します。

まず、宮地駅と産山村間を結ぶ路線バス「うぶやま環状線」を廃止、併せて代替交通として波野地域及び坂梨・分地域に乗合タクシーを導入・拡充する計画です。当該地域の導入計画は、予約制で従来の路線バスと同様に宮地・波野間を毎日片道4便ずつ運行、宮地駅までの運行区間を拡大し、宮地市街地エリア内のあらゆる場所で乗降可能とします。

また、市内各地域で運行している乗合タクシーは、地域代表者やタクシー事業者と意見交換を重ね、10月から一部試行的に自宅付近での乗降を可能とし、併せて内牧・宮地・坊中など市街地乗降エリアも拡大、エリア内であれば指定された場所以外の乗降が可能となります。

今後も、少子高齢化の進展、移動ニーズの多様化、行政負担増大等も踏まえながら、地域実情に即した利便性の高い公共交通体系を構築していきます。

【防災情報課】

8月8日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生。本市も震度4を観測しました。南海トラフ地震想定震源域では、大規模地震発生の可能性が高まったことから、8月8日19時15分「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されました。市は、発表直後、警戒態勢をとり、防災メールやお知らせ端末等を通じ巨大地震への備えを呼びかけました。その後、想定震源域で地震活動等も観測されないことから、8月15日17時、呼びかけは終了しましたが、引き続き大規模地震に即応できる防災・減災対策に努めてまいります。

防災対策として、市と各行政区長、防災士、三者の連携を深めるため、「阿蘇市防災組織連携連絡会議」を今秋に計画、さらに11月に今年2回目の市民参加型防災訓練を実施し、地域防災力強化を図っていきます。

熊本県操法大会が8月25日、八代市で開催され、本市代表として小型ポンプの部に第9分団5部（乙姫・下西黒川・黒川千丁）、ポンプ車の部に第12分団1部（内牧2区・内牧

3区・内牧4区・小里）が出場、訓練成果を発揮し健闘いたしました。

【税務課】

令和6年度個人住民税所得割及び令和6年分所得税の「定額減税」を実施しています。個人住民税は当初課税計算時、所得税は源泉徴収時に税を軽減。「定額減税」の恩恵を受けられないと見込まれている方には、9月からの「調整給付金」支給に向けて取り組んでいます。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増に対する低所得者世帯の支援給付金は、令和6年7月現在、新たに該当した429世帯のうち393世帯の給付が完了、残り世帯についても速やかに給付を進めます。それに伴う子育て世帯の加算対象の方々にも、順次給付を開始します。

乙姫保育園大規模改修工事は、保育を行いながらの工事であったことから、安全面等に十分配慮、無事竣工しました。8月の内覧会で御覧いただいた新しい保育室での保育を開始しています。

【ほけん課】

一の宮温泉センター、併設するデイセンター「ごがく」は、施設老朽化に伴い、7月から大規模改修を行っています。施設を運営しながらの改修となります。工事期間中は、施設利用者の皆様方が安心して利用できるよう安全確保に努めます。

介護保険事業は、今後の認知症高齢者増加に備え、市民の皆様に認知症理解と普及啓発を目的に、世界アルツハイマーデー9月21日に「阿蘇市認知症市民フォーラム」を開催します。また、昨年度から取り組んでいます「阿蘇市認知症伴走型支援拠点運営事業」も、認知症の方やその御家族への支援として、さらなる充実を図っていきます。

【健康増進課】

7月下旬から8月上旬に実施した夏の住民健診は、猛暑の中でしたが、熱中症や体調不良等の事故もなく、2,959の方に受診いただきました。

10月下旬から、秋の住民健診を計画しています。昨年度より多くの方に受診いただけるよう夏の住民健診未受診者も含めて受診勧奨を進めていきます。

母子保健事業は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、妊娠期から子育て期にわたるすべての妊産婦及び子どもとその家庭の支援を行う総合相談窓口「阿蘇市子ども家庭センター」を7月に開設しました。児童福祉部門を担う福祉課と母子保健部門を担う健康増進課がそれぞれ専門性を活かしながら、切れ目のない一体的な支援を実践していきます。

いつ起こるか分からない自然災害に備えて、平時の準備として7月に株式会社「清峰院」と「災害時における支援協力に関する協定」を締結、犠牲となられた方の尊厳と御遺族心情に配慮した対応が可能となります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

米穀データバンク発表で本年産水稻作況指数は、全国で「平年並み（作況指数 101）」になると予測されています。

本市は、開花時期、好天に恵まれたものの、猛暑の影響で高温障害発生が心配されており、収量や品質面の影響も含め最終的な作況を注視していきます。

施設園芸のアスパラガスは、天候不順等で前年に比べ春の出荷量は下回りました。7 月からは平年並みで推移しており、夏秋トマト等と同様に出荷は安定しています。

【観光課】

この夏休みは天候に恵まれ、市内観光地をはじめ、宿泊施設、飲食店なども大変なにぎわいを見せました。中でも阿蘇中岳火口見学は、7 月 19 日に規制が解除され、1 か月で 8 万 2,000 人もの観光客が訪れました。

また、8 月 15 日に開催した「なみの高原納涼まつり」も 2,000 人を超える来場者でにぎわいました。

要望の多かった大観峰への路線バス乗り入れは、小国町・南小国町の理解もあり、10 月から土・日 2 便が運行可能となり、外国人も含めた多くの観光客の利用が期待されます。

これから秋のシーズン、「神楽フェスティバル（10/5）」、「ツールド九州熊本阿蘇ステージ（10/13）」、「温泉ガストロミーウォーキング（11/10）」と続き、加えて「阿蘇くじゅう国立公園指定 90 周年」記念イベントも計画しています。自然景観をはじめとする魅力ある地域資源を最大限活用し、観光入込客数アップにつなげていきます。

【まちづくり課】

物価高騰対策として、地域経済の下支えと家計負担軽減を目的に、4 月から 7 月まで、「阿蘇市プレミアム商品券」事業を実施しました。実績として、3 万 8,439 枚（販売率にして 76.9%）を販売、約 1 億 9,200 万円（3 万 8,439 枚×5,000 円）の消費があり、地域経済への波及効果があったと推察されます。

ふるさと納税は、新しい試みとして、店舗型ふるさと納税を活かし、市内ゴルフ場とのキャンペーンやLINEを活用した参画店舗へそれぞれ業務効率化支援などを行い、成果として現在の受入寄附額は、対前年比約 1.8 倍と増えています。

移住定住支援策は、7 月から専属の地域おこし協力隊を任用し、10 月 1 日「阿蘇市移住定住支援センター」開設に向け準備を進めています。引き続き、二地域居住体験ツアーを実施、東京・大阪・福岡で移住相談会等を行い、効果的な情報発信をし、交流人口、定住人口増加につなげていきます。

8 月 17 日に開催した「スマイル in 阿蘇 大阿蘇火の山まつり」は、直前の雷雨で開催が心配されました。開会時にタイミングよく雨もやみ、多くの方々に御来場いただき、盛況のうちに終了することができました。

阿蘇中央高校の魅力向上のため、将来のスマート産業人材育成に関わる商業、農業、介護の 3 分野で産学官連携協定を締結、また進学支援にも取り組んでいます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路は、7 月 25 日に大分熊本両県合同期成会定期総会を開催、全線早期完成に向けて、引き続き関係機関へ強く要望することを決議しました。

阿蘇山直轄砂防事業は、8 月 22 日に国土交通省、財務省、県選出国会議員へ整備促進と予算確保の要望活動を行いました。

道路改良事業は、坊中下西黒川線等の整備を鋭意進めています。

【住環境課】

気候変動適応法改正で「熱中症特別警戒アラート」創設に併せ、異常な高温で同アラートが発表された際、危険な暑さから身を守るための滞在場所として、「クーリングシェルター」を指定しました。8 月 16 日現在、15 の公共施設と 2 つの民間施設指定を行っています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

阿蘇体育館空調設置工事が 7 月 19 日竣工、運用を開始し、既に大会等で利用されています。今後は、現在施工中の波野中学校体育館及び阿蘇小学校体育館をはじめ、各学校体育館空調設備を整備することとしています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

8 月 3 日、議員各位をはじめ、阿蘇医療センター開設時から関わっていただいた多くの方々の御臨席の下、開院 10 周年記念式典・講演会を開催しました。この 10 年間病院を支えていただいた皆様方に心から感謝申し上げます。

8 月 24 日は、10 周年記念行事として 5 年ぶりに市民公開講座（テーマ「知って備える認知症のこと」）と健康フェスタを開催しました。

新型コロナウイルス感染症は、7 月から第 11 波といわれる全国的な感染拡大で、医療センターは受入病床を 10 床まで拡大、御高齢の方を中心とした陽性患者の受入を継続し、8 月 25 日時点で累計 349 名（5 類移行後 159 名）を受け入れています。

病院機能の再編は、8 月 21 日に開催された第 14 回阿蘇地域医療構想調整会議において、当院の外来機能の強化等について合意をいただきました。

病院経営は、コロナ病床確保補助金等、国の支援が終了し、コロナの影響で病床稼働率が不安定であったこともあり、令和 5 年度決算は単年度約 3 億 7,000 万円の赤字となりました。今年 6 月から診療報酬改定と D P C 入院算定方式移行検証を行い、病床稼働率向上の具体策を検討する組織（病床管理チーム）を編成、病院スタッフ全員で収益確保に取り組んでいます。

今後とも関係機関と連携を密にし、住民の皆様方の医療需要に応え、健康と生命を守る取組を行ってまいります。

以上、9 月定例会開会に当たっての諸般の報告とします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 市長の諸般の報告が終わりました。

日程第 6 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 令和 6 年第 5 回阿蘇市議会定例会の提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 10 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 4 年 3 月 6 日、阿蘇市山田字端辺（国道 212 号三叉路付近）において発生した車両（自動二輪車）の焼損及び運転者の顔面・右手背熱傷について、令和 6 年 8 月 1 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 11 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 6 年 6 月 24 日、阿蘇市西湯浦字端辺（マゼノミステリーロード）において発生した一般車両の物損事故について、同年 8 月 16 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 12 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について」

本件は、資本的支出予算に係る継続費が継続年度を終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費精算報告書を調製し、報告するものであります。

議案第 62 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、移動端末設備を利用した証明書等の交付サービスを開始することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 63 号「阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」

本件は、子ども医療費助成に係る現物給付を県内医療機関に拡大することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、国民健康保険法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 65 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館の管理費増加に伴い、安定的な管理運営を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 66 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

本件は、下水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」

本件は、市の類似施設との利用料金の均衡を図るため、本条例の一部を改正するものであ

ります。

議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では、普通交付税及び前年度繰越金等を追加し、基金繰入金等を減額しております。
歳出では、物価高騰対応重点支援給付金、食材費等高騰に伴う学校給食食材費等助成金等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6 億 3,559 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 191 億 8,312 万 4,000 円といたしました。

議案第 69 号「令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、公園道路管理費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 180 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1 億 1,780 万 5,000 円といたしました。

議案第 70 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰入金を追加し、国民健康保険税及び繰越金を減額しております。

歳出では、国民健康保険事業費納付金、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3,357 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 736 万 7,000 円といたしました。

議案第 71 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を、歳出では、総務費、諸支出金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6 億 6,424 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 40 億 9,117 万 6,000 円といたしました。

議案第 72 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,354 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 9,240 万 4,000 円といたしました。

議案第 73 号「令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 177 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,289 万 5,000 円といたしました。

議案第 74 号「令和 6 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 695 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,405 万 6,000 円といたしました。

議案第 75 号「令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、繰越金を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 396 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,239 万 6,000 円といたしました。

認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 11 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 13 号「令和 5 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第 76 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 31 件（報告 4 件、条例 6 件、予算 8 件、認定 12 件、規約 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、3 時から全員協議会を開催いたします。本議場にて全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

午後 2 時 46 分 散会